

町内体育施設、指定管理移行へ

議案第74号（大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定について）は12月定例会最終日に荒木俊彦議員より提案があり、議員全員による特別委員会^{※1}を設置し継続審査^{※2}となりました。

令和4年12月27日と令和5年1月13日に特別委員会において審議した主な内容と討論は以下の通りです。

また、令和5年1月19日に開催されました臨時議会において、賛成多数により可決・承認されました。



質疑：公の施設の指定管理に係る運営指針が定められている中、今回のプロセスにおいて、指針に沿った選定がおこなわれたのか。

また、情報公開について規定があるにも関わらず町民に公開されていない。選定が決まった後には町民に公開するべきではなかったのか。

答弁：指針通りの運営会議という正式な名称ではなかったが、それと同等の会議を実施し、検討を進めた。

また、情報公開については、先方のテクニカルな部分などが含まれており、公開されないものとして作成されたことを確認している。本来なら、概要版だけでも公開できるよう要項を定めるべきであった。今後、公開できる概要版等を作成してもらえるよう、業者と相談している。

質疑：施設の修繕について、予算が取れていない修繕箇所はいつまでに完了するのか。

また、今回の点検結果以外の修繕箇所も複数見受けられる。指定管理に出す以上、町がいつまでに修繕を行うと示す必要があるのではないか。

答弁：予算が取れていない修繕箇所については、個別施設計画の中で整理し、事業者には、いつ頃改修できるのか示していく必要があると考える。

ただ、一度にすべての改修を行うことは難しいため、利用者の意見や指定管理者とも協議し、早急に取り組むべきものなど、優先順位をつけて計画的に行っていきたい。

質疑：施設は町民の財産であるという大前提を考えた時に、役場で施設管理課を作り一元的に管理をするべきではないか。

また、今回のような複数の事業体で効率的な管理ができるのか懸念が残るが、町の見解は。

答弁：全てを民間に任せるだけでなく、最終的な責任は町が持ちながら、民間のノウハウを生かして進めたい。

また、指定管理期間の5年間も課題等を解決していく、制度自体の検証も進めていきたい。

討論 反対 施設の管理はノウハウを持った専門の町職員が行うべき
永田 和彦議員

施設の管理については町が行うべきであり、ノウハウを持った専門の職員が総合的に管理する必要がある。また、今回のルネサンスと町のスポーツ関係団体が組むことで、今後、競争が起らなくなるのではないか。

よって、今回のやり方には不備が多いと考え、反対する。

討論 賛成 指定管理による体制強化は住民サービスの向上につながる
豊瀬 和久議員

限られた予算の中で管理・運営を行うことは町の長年の課題であり、指定管理による体制の強化は住民サービスの向上に繋がると考える。今後、民間のノウハウやブランド力などを活かし、より魅力的な施設や運営に変えていくという制度の理念通りに進めて行くべきであるため、賛成する。

※1 特別委員会 常任委員会のほかに、特定の事件を審査または調査するために設置する委員会。

※2 継続審査 委員会が、議会の議決により付議された特定の案件について、閉会中も引き続き審査を行うこと。